

広島県告示第三百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
イブミテク ノ・広島緑 地建設・広 田造園共同 事業体	広島市西区商工 センター二丁目 三番一号	令和七年三月 二五日	広島県縮景園入園料 並びに広島県立美術 館の入館料及び図 録・目録の売払代金	令和七年四月一日 （令和七年四月一 日〜令和九年三月 三一日）